

吉岡町長 様

吉岡町移住支援金交付申請書（本申請用）

吉岡町移住支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 移住支援金の内容（該当するところに○を付けてください。）

単身・世帯の別	<input checked="" type="checkbox"/> 単身・世帯	就業・起業の別	<input type="checkbox"/> 就業・起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない。）		人	

3 各種確認事項（該当するところに○を付けてください。）※

裏面記載の「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 誓約する・誓約しない
裏面記載の「群馬県移住支援金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する・同意しない
申請日から5年以上継続して、吉岡町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	<input type="checkbox"/> 意思がある・意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項の条件を満たさない場合は、移住支援金の交付対象となりません。

※裏面も必ず確認してください。

管理コード（吉岡町使用欄）	
---------------	--

様式第4号（第5条関係）裏面

吉岡町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 吉岡町移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、吉岡町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、吉岡町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に吉岡町から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に吉岡町から転出した場合：半額

吉岡町移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

- 1 吉岡町は、群馬県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、吉岡町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 吉岡町は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。